

第2期 第2回 向日市子ども・子育て会議 議事要点録

○日 時 平成28年10月14日（金）1時30分から

○場 所 向日市市役所 3階 大会議室

○出席者 （出席委員17人）

安藤和彦委員（会長）、青木賀代子委員（代理）、石田与緒子委員、風谷千賀子委員、北口勝也委員（代理）、櫻井 成委員、佐々木奈々恵委員、四方貴之委員、高山紀公子委員、田中久美子委員、田部千夏委員、津田陽委員、中村瑠璃子委員、花安 肇委員、早崎恵美子委員、三沢あき子委員（代理）、宮地健一委員、
（50音順）

（事務局4人）

子育て支援課：植田部長、水上副部長、坂野副部長兼課長、大原副課長兼保育係長、紺野副課長兼子育て支援係長、

○欠席者 （委員3人）

川村宗己委員、田中利和委員、築山委員

○内容

- （1）平成28年度 子ども・子育て支援事業計画における主な取り組み状況について 資料：1
- （2）向日市子ども子育て支援事業計画【第6章目標事業量と確保方策（2号・3号認定）の見直しについて 資料：2

議事1 平成28年度 子ども・子育て支援事業計画における主な取り組み状況について 資料：1

・事務局	（資料：1に基づき説明）
・委員	国は幼児教育を推進していくという立場から、幼稚園の義務化も考えている。そのような中、私立認可保育園から認定こども園に移行されるという事態ができた場合、市として幼児教育をどのように推進していくのか。
・事務局	保育所は養護、幼稚園は幼児教育という色分けがなされているようにいわれるが、「保育所保育指針」において、養護と教育という考え方もなされている。
・委員	認定こども園への移行に対して、幼稚園には保育に関する支援、保育園には幼児教育に関する支援などの対策はなされないのか。
・委員	保育所の待機児童解消のためだけに、認定こども園というものを考えないで、保育と幼児教育を一緒に行うのであるならば、もっと慎重になってほしい。
・委員	認定こども園の問題は、施設をつくるという問題ではない。向日市の0歳か

ら5歳までの子どもの豊かな成長を保障する基盤をどのようにしていくかという問題である。

認定こども園を推進していくのであるならば、保育と幼児教育をどのように推進していくかを論じる必要があるのではないか。

・委員 保育所においても、養護と教育という理念はある。ただ、学校教育ではないので読み書きというものではなく、子どもたちが共に暮らす中で、感性をふくらませながら、数や言葉を覚えたりするというものである。高度な教育というものもあるが人間が共存していく中でどのように立ち振る舞っていくのか、社会の中で何が重要なのかを考えるのも教育である。

・委員 認定こども園の問題は、保育、教育という色分けではなく、将来、子どもをどのように育てていくのかが大きな問題である。

・委員 保育園経営者であるが、保育園にも教育という概念はある。

・委員 幼稚園、保育園、小規模保育所など、子どもたちが関わる場所は、多種多様であるが、それぞれではなく、ひとつになって子どもの教育・保育がどうあるべきかを考えることが重要である。

・会長 教育というのは捉え方によって違ってくる。学校教育という言葉がでると学校教育法の第1条に幼稚園が定義されているから、学校教育という話になる。しかし、保育としての教育を考えた場合も学校教育と同じである。だから単純に、保育園は養護の中に教育が、幼稚園は教育の中に養護があるという考え方に立ってはどうか。

1号認定がどうかとか制度的なものではなくて、3者がお互いに寄って保育的なもので議論することで、考え方が積み上がってくるのではないか。

議事2 向日市子ども子育て支援事業計画【第6章目標事業量と確保方策（2号・3号認定）の見直しについて 資料：2

・事務局 (資料：2に基づき説明)

※要旨 計画策定以降、桂川西口新市街地開発の進行に伴う人口増加が見られる中、平成27年度に小規模保育所を2か所、さらには、本年の11月には新保育所が開設されるなど、民間活力による保育の量が確保できたことにより、計画記載の「保育の量の見込み」や「確保の内容」について修正を行ったものである。

今後も、計画記載の確保の内容と同様、引き続き、保育ニーズを踏まえ、定員の弾力的な運用により受け入れる。

・委員 量の見込みと確保の方策の差について、マイナスとなっている。この数値が待機児童となるのか。

・事務局 確保の方策については、定員ベースの数値である。現在、定員120人の保

	育所に 138 人が入所されているなど、弾力的な運用を行っている。 もちろん、保育士配置基準や面積基準など、保育所最低基準をクリアした上であり、国通知においても認められている。
・ 委 員	保育を必要とする条件はなにか。
・ 事務局	子ども・子育て支援法施行規則で 10 項目が定められている。 ※項目説明
・ 委 員	量の見込みについて、どのように算出したのか。
・ 事務局	過去 3 年間の年齢別の保育利用率の伸びの平均を平成 28 年度入所率に加算して算出した。
・ 委 員	推計値の精度は、高いものなのか。
・ 事務局	桂川洛西口新市街地については、今後も人口増加が見込まれる。ただし、どの年代層が増加するのか、全く分からない状況である。多少のかい離はあると思うが、大幅なものではないと考える。
・ 委 員	新保育園が開設されるなど定員の拡大が図られたということであるならば、親が育休を取得された場合、現在、3 歳児以下の保育所に通っている上の子どもについては休園となるが、せめて 3 歳児については、継続利用できるよう考慮してほしい。 なぜなら、それまでの一人遊びから、友達付き合いができるようになるなど、社会性が芽生える時期であり、教育という観点からも必要と考える。
・ 委 員	平成 29 年度以降も確保の方策がかなり厳しい数値と思われるが、現時点での新たな保育所等の建設予定はないのか。
・ 事務局	現時点ではない。
・ 委 員	認定こども園に移行される場合、確保の方策の数値に変動があるのか。
・ 事務局	保育園からの移行であれば 1 号認定が、幼稚園からの移行であれば 2 号 3 号認定に変動が生じる可能性がある。
・ 委 員	今まで、1 号認定となる幼稚園の定員の拡大は抑制されてきた、しかし、1 号認定の定員増につながる保育所からの認定こども園の移行を国は推奨している。非常に矛盾がある。 京都市では幼稚園に補助金を出して時間延長等の預かり保育を強化することで、保育園の部分をカバーしている。 向日市内では、保育所が建設できるような土地を確保するのは困難である。そういう意味において、既存の幼稚園等の活用を図るということは画期的なことである。

- ・ 委 員 子育てにおいて幼稚園入園を選択した者であるが、当時、働いていれば保育園、働いていなければ幼稚園という図式があった。しかし、今は、働き方次第で保育所なり幼稚園等の選択肢のあったのだということに気が付いた。
- ・ 委 員 当時、働きながらも幼稚園に通わせていた。それは、お迎えの時間を 4 時間遅らせていただくなど、預かり保育を利用できたからある。
 働いていれば保育園、働いていなければ幼稚園という意識はあったが、幼稚園も働く人に協力してくれる。
- ・ 会 長 市内の保育所は、週 16 時間以上働いていれば入所可能ということであるが、その時間帯であれば、幼稚園の預かり保育で十分対応可能であり、最終的には利用者が選択するということになる。
 今後、幼稚園、保育所等が入園希望者を募る時代になるのではないか。
- ・ 委 員 その場合、認可保育所は市が利用調整を行っており、保護者が自由に選択できないという問題がある。
 幼稚園と保育所を選択において同列に考えるならば、この問題は大きい。
 また、保育所には市からすごい財政支出がなされており、財政の公平な分配がなされていない。
 この問題を残したまま、自由な選択というのは納得がいかない。
- ・ 委 員 保育所、幼稚園など選択肢はいろいろあるが、そういうカテゴリーではなく、保護者が実施主体の保育や教育に関する理念とか何かに、価値を見出すのが重要である。
- ・ 委 員 事業者の理念を重視して保護者が選択した場合、市が行う保育所の利用調整というものはいかがなものか。
 保護者の自由選択というものをバックアップするのが行政である。その意味で、今は状況が整っていない。
- ・ 委 員 保育所の利用調整について、保護者が自由選択となった場合、原則的にはどうなのか。
- ・ 事務局 平成 27 年の 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格実施されたが、法により、当面の間は市町村が利用調整を行うこととされた。
 当面とされていることから、いずれ、保育所も保護者の自由選択による制度に変わってくるものと考えている。
- ・ 委 員 小規模保育所について、保育所と比べ保育の質や施設（園庭がない）について、差があるように感じる。
- ・ 事務局 園庭については、条例より付近の公園等も園庭とみなすことが可能
- ・ 会 長 その付近の公園という定義について、大都市ではいくつかの小規模保育所が同一の公園を重複して使用するなど、問題となっているところもある。

・会 長

その他、意見もないようなので、会議を終了したい。議題２の計画記載の「保育の量の見込み」や「確保の内容」の見直しを行うことについて、特段、修正等のご意見はないものとする。